

eClear 取引細則（JEPX 渡し） Ver 1.0

eClear 取引細則（JEPX 渡し）（以下「本細則」という。）は、eClear 一般規約（以下「本規約」という。）が定める本サービスのうち、当社と利用者が締結する個別契約における受渡方法が JEPX 渡しである取引（以下「本サービス（JEPX 渡し取引）」という。）に適用される。なお、本細則に定めるもののほか、本細則上で使用される用語の定義は、本規約に定める。

第1条 （対象取引）

1. 本サービス（JEPX 渡し取引）において取り扱われる取引パターン（以下「対象取引」という。）は、以下の表に示すものとする。

本サービス	利用者買い (JEPX)				利用者売り (JEPX)			
	取引相手方売り (TOCOM)	取引相手方売り (EEX)	取引相手方売り (BG)	取引相手方売り (JEPX)	取引相手方買い (TOCOM)	取引相手方買い (EEX)	n/a	取引相手方買い (JEPX)
反対取引								

2. 表中の用語は以下の通り定義する。
 - (1) 利用者買い（JEPX）：利用者が、受渡方法が JEPX 渡しの電力現物取引において買主となる取引
 - (2) 利用者売り（JEPX）：利用者が、受渡方法が JEPX 渡しの電力現物取引において売主となる取引
 - (3) 取引相手方買い（TOCOM）：取引相手方が、TOCOM クリアリングを利用した電力先物取引において買主となる取引
 - (4) 取引相手方売り（TOCOM）：取引相手方が、TOCOM クリアリングを利用した電力先物取引において売主となる取引
 - (5) 取引相手方買い（EEX）：取引相手方が、EEX クリアリングを利用した電力先物取引において買主となる取引
 - (6) 取引相手方売り（EEX）：取引相手方が、EEX クリアリングを利用した電力先物取引において売主となる取引
 - (7) 取引相手方買い（BG）：取引相手方が、受渡方法が BG 渡しの電力現物取引において買主となる取引（本サービス（JEPX 渡し取引）の対象外）
 - (8) 取引相手方売り（BG）：取引相手方が、受渡方法が BG 渡しの電力現物取引において売主となる取引
 - (9) 取引相手方買い（JEPX）：取引相手方が、受渡方法が JEPX 渡しの電力現物取引において買主となる取引
 - (10) 取引相手方売り（JEPX）：取引相手方が、受渡方法が JEPX 渡しの電力現物取引において売主となる取引
3. 本サービス（JEPX 渡し取引）で取り扱うプライシング、エリア及び時間帯は以下の通りとする。
 - (1) プライシング：固定価格
 - (2) エリア：東京電力パワーグリッド株式会社及び関西電力送配電株式会社の供給区域（但し、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号、その後の改正を含む。）第 2 条第 1 項第 8 号に定める「離島等」を除く。）

(3) 時間帯：ベースロード及びピークロード

第2条 (受給方法)

1. 給電者は、自己所有の発電設備の発生電力又は別途調達した電力等を、個別契約の規定に従い、給電エリアにて給電し、受電者は、個別契約の規定に従い、受電エリアにて受電する（以下、かかる給電及び受電を「本電力受給（JEPX 渡し取引）」という。）。
2. 本電力受給（JEPX 渡し取引）は、JEPX が運営する翌日取引市場（以下「JEPX スポット市場」という。）を介して行う。

第3条 (給電義務、受電義務、売買義務及び支払義務)

1. 給電者及び受電者は、JEPX スポット市場を介して、JEPX が定める取引規程等（以下「JEPX 規程等」という。）に従い、個別契約に定められた電力の売買を行う。なお、本規約の規定と JEPX 規程等の規定との間で抵触がある場合は、JEPX 規程等の規定が優先するものとする。
2. 給電者は、個別契約、託送供給等約款及び受電者、JEPX 又は関係する一般送配電事業者等との合意文書に定める条件に従って電力を供給する義務を負う。受電者は、個別契約、託送供給等約款及び給電者、JEPX 又は関係する一般送配電事業者等との合意文書に定める条件に従って電力を受電する義務を負う。
3. 給電者は、JEPX 規程等に基づき JEPX に売電した電力に係る電力料金（以下「JEPX 売電金額」という。）を JEPX から受け取り、受電者は、JEPX 規程等に基づき JEPX から買電した電力に係る電力料金（以下「JEPX 買電金額」という。）を JEPX へ支払う義務を負う。加えて、給電者及び受電者は、個別契約に規定された電力量料金単価（以下「電力量料金単価」という。）と JEPX スポット市場における価格対象エリア（以下「差額精算対象エリア」という。）における JEPX スポット価格との差額（以下「差額精算金額」という。）を第5条に基づき算定し、両当事者間で精算するものとする。なお、本規約第10条に定める不可抗力事由等その他事由により JEPX スポット価格が決定されない時間帯がある場合、当該時間帯に係る精算は行わないものとする

第4条 (受給電力量)

個別契約に定める総契約電力量を受給電力量とし、個別契約に従って 30 分コマごとの受給電力量を算出する。

第5条 (差額精算金)

1. JEPX 売電金額及び JEPX 買電金額は、JEPX 規程等に基づき算定する。
2. 差額精算金額は、以下の算定式に基づき算定し、差額精算金額が正の数であれば給電者から受電者へ、負の数であれば受電者から給電者へ支払うべき差額精算金額とする（以下、差額精算金額を受け取る当事者を「差額受取当事者」といい、差額精算金額を支払う当事者を「差額支払当事者」という。）。なお、差額精算金額の単位は 1 円とし、その端数は四捨五入する。また、差額精算金額にかかる消費税等相当額は別途徴収する。

$$\text{差額精算金額} = \Sigma \{30 \text{ 分コマの受給電力量} \times (\text{差額精算対象エリアの 30 分コマの JEPX スポット価格} - \text{電力量料金単価})\}$$

3. 本規約及び個別契約において、「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び

地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

第6条 (CO2 排出量)

当社の、当該年度における排出係数は、現物取引の売主となった全ての利用者から報告を受けた排出係数の加重平均値とする。

第7条 (支払)

1. 受電者は、個別契約で定める受給期間中、毎月1日から当該月末日までの期間のJEPX買電金額を、JEPX規程等に基づき支払う。
2. 当社は、各月末に差額請求金額が確定した後、可及的速やかにその金額を利用者に通知する。
 - (i)差額支払当事者が当社の場合、利用者は、第5条に基づき算出された当該月の差額精算金を記載した請求書を毎月月末締めで当社に発行し、当社は、電力受渡月の翌月末日（銀行法（昭和56年法律第59号、その後の改正を含む。）に基づく銀行休業日の場合は、前営業日。）までに、利用者の指定する銀行口座に送金する方法により差額精算金を支払う。
 - (ii)差額支払当事者が利用者の場合、当社は、第5条に基づき算出された当該月の差額精算金を記載した請求書を毎月月末締めで利用者に発行し、利用者は、電力受渡月の翌月第8営業日までに、当社の指定する銀行口座に送金する方法により差額精算金を支払う。

差額支払当事者は、請求書に記載された消費税等相当額をあわせて支払う。

振込手数料は差額支払当事者がこれを負担するものとする。

3. 請求内容について疑義が生じた場合は、差額支払当事者及び差額受取当事者が誠意をもって協議の上これを解決するものとし、解決後、速やかに請求及び支払い手続きを行う。
4. 前二項の支払いが所定の期日までに行われなかった場合、差額支払当事者は期日の翌日から支払いの日までを対象とし、請求額に対して年率14パーセントの割合による延滞料金（利息は単利とし、円未満の端数は切り捨てる。）を差額受取当事者に支払う。なお、この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

第8条 (個別契約・本細則の変更)

1. 当社は、自らが必要と判断した場合、利用者の承諾を得ることなく、本細則の追加、変更又は削除（以下、本条において「変更等」という。）を随時行うことができる。なお、変更等を行う場合には、当該変更等の内容を管理者に対して事前に通知するものとするが、変更等が利用者に不利益を与えるものではないときは、事前の通知は不要とする。
2. 締結済みの個別契約については、契約締結時点における本細則の内容が参照されるものとし、それを変更する場合には、当社及び利用者が記名押印又は署名した別途書面により変更契約を締結するものとする。